

質問回答

NO.	質問	回答
1	本案件、入札時には入札書のみの提出で、見積書の提出は必要無いと理解しておりますが、業務を特定後に入札金額の内訳が分かる見積書及び見積根拠資料を提出する必要はありますでしょうか？	契約締結後における入札金額の内訳提出は必須ではありません。ただ、環境省から提出を求められた際には提出をお願いいたします。